



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

346	平成21年和歌山県告示第459号（指定代理納付者の指定）の一部改正	(税務課)..... 1
347	平成21年和歌山県告示第643号（指定代理納付者の指定）の一部改正	(")..... 1
348	平成23年度地籍調査事業計画	(地域政策課)..... 2
349	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 6
350	〃	(")..... 7
351	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)..... 7
352	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(")..... 7
353	和歌山県立わかやま館における行政財産の使用料及び普通財産の賃貸料の徴収事務の委託	(商工観光労働総務課)..... 8
354	川辺町周辺土地改良区の役員の住所変更	(農業農村整備課)..... 8
355	県営畑地帯総合整備事業須谷・田殿2期地区の土地改良事業計画の変更 (") 8
356	保安林の指定	(森林整備課)..... 8
357	〃	(")..... 9
358	〃	(")..... 9
359	〃	(")..... 10
360	〃	(")..... 10
361	〃	(")..... 10
362	小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間	(資源管理課)..... 11
363	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 11
364	指定構造計算適合性判定機関の名称の変更の届出	(建築住宅課)..... 11
365	港湾法により撤去した船舶等の保管	(港湾空港振興課)..... 12

○ 公安委員会告示

10	銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 12
11	〃 13

告 示

和歌山県告示第346号

平成21年和歌山県告示第459号（指定代理納付者の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3項中「JCB」を 「JCB
American Express
ダイナース」に改める。

和歌山県告示第347号

平成21年和歌山県告示第643号（指定代理納付者の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

「JCB
第3項中「JCB」を American Express に改める。
ダイナース 」

和歌山県告示第348号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により平成23年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行う者の名称

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町

2 調査地域

別表1参照

3 調査期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

別表1

郡市名	町村名	調査地域名
和歌山市		井戸の一部 相坂の一部 馬場の一部 園部の一部 本渡の一部 吹上3丁目 吹上4丁目 吹上5丁目 直川の一部 六十谷の一部 土佐町1丁目 土佐町2丁目 土佐町3丁目 舟津町1丁目 舟津町2丁目 舟津町3丁目 舟津町4丁目 湊御殿1丁目 湊御殿2丁目 湊御殿3丁目 湊の一部 松原の一部 江南の一部 薬勝寺の一部 冬野の一部 堀止東1丁目 堀止東2丁目 堀止西1丁目 小松原6丁目 砂山南2丁目の一部

海南市	砂山南3丁目の一部 砂山南4丁目の一部 松江中2丁目 松江東3丁目 松江東4丁目
橋本市	小野田 溝ノ口 棕木の一部 野上新の一部 高津 阪井の一部 大野中の一部
有田市	向副の一部 横座の一部 賢堂の一部 山田の一部 吉原の一部 隅田町山内の一部 隅田町下兵庫の一部 隅田町霜草の一部 隅田町芋生の一部 隅田町垂井の一部 柏原の一部 出塔の一部 恋野の一部 胡麻生の一部 紀見の一部 細川の一部
御坊市	山田原の一部 千田の一部 初島町浜の一部 初島町里の一部
田辺市	明神川の一部 湯川町丸山の一部 岩内の一部 塩屋町北塩屋の一部 塩屋町南塩屋の一部 東山二丁目 新庄町の一部 伏菟野の一部 上芳養の一部 秋津川の一部 稲成町の一部 龍神村安井の一部 龍神村甲斐ノ川の一部 龍神村西の一部 龍神村柳瀬の一部 龍神村宮代の一部 中辺路町近露の一部 中辺路町大内川の一部 下川上の一部 熊野の一部 和田の一部 本宮町耳打 本宮町皆瀬川の一部 本宮町湯峯の一部

新宮市	本宮町久保野の一部 本宮町下湯川の一部 本宮町大居の一部
紀の川市	三輪崎の一部 佐野の一部 西敷屋の一部
岩出市	上野 東大井の一部 久留壁の一部 西大井の一部 田中馬場 花野 尾崎 粉河の一部 猪垣の一部 中津川の一部 中山の一部 藤井の一部 嶋 深田 別所 松井 下鞆淵の一部 中鞆淵の一部 名手上の一部 名手市場の一部 桃山町神田の一部 桃山町最上の一部 桃山町調月の一部 桃山町大原の一部 桃山町善田の一部 桃山町黒川の一部 貴志川町長原の一部 貴志川町長山の一部 貴志川町鳥居の一部
海草郡	紀美野町
伊都郡	かつらぎ町
	境谷 高塚の一部 中黒の一部 水栖の一部 清水の一部 備前 西野の一部 高瀬 宮 野上野の一部 曾屋
	三尾川の一部 赤木 箕六の一部 上ヶ井の一部 鎌滝の一部
	大字志賀の一部 大字短野の一部 大字妙寺の一部 大字柏木の一部 大字新城の一部

有田郡	九度山町	大字東谷の一部
		大字花園梁瀬の一部
	高野町	大字花園北寺の一部
		大字花園中南の一部
		大字北又の一部
		大字上古沢の一部
		大字中古沢の一部
	湯浅町	大字下古沢の一部
		大字東郷の一部
	広川町	大字高野山の一部
大字田の一部		
日高郡	有田川町	大字山田の一部
		大字下津木の一部
	美浜町	大字上津木の一部
		大字日物川の一部
		大字遠井の一部
		大字生石の一部
		大字川口の一部
		大字金屋の一部
		大字中井原
		大字板尾の一部
大字杉野原の一部		
大字三田の一部		
由良町	大字彦ヶ瀬	
	大字小原の一部	
印南町	大字久野原の一部	
	大字宇井苔の一部	
	大字井谷の一部	
	大字和田の一部	
みなべ町	大字三尾の一部	
	大字門前の一部	
	大字衣奈の一部	
	大字阿戸の一部	
	大字里の一部	
日高川町	大字吹井の一部	
	大字印南の一部	
	大字山口の一部	
	大字島田の一部	
	大字西ノ地の一部	
日高川町	大字美里の一部	
	大字川又の一部	
	山内の一部	
	西岩代の一部	
	熊岡の一部	
	滝の一部	
	高野の一部	
島之瀬の一部		
日高川町	東神野川の一部	
	小熊の一部	
	山野の一部	
		三百瀬の一部

西牟婁郡	白浜町	中津川の一部 上田原の一部 小釜本の一部 高津尾の一部 船津の一部 川原河の一部 皆瀬の一部 寒川の一部 三十木の一部 下田原の一部 弥谷の一部
	上富田町	久木の一部 日置の一部 富田の一部 椿の一部
	すさみ町	岩田の一部 岡の一部
	那智勝浦町	周参見の一部 口和深の一部 江住の一部 和深川の一部
東牟婁郡	古座川町	大字下和田 大字湯川の一部 大字下里の一部 大字小阪の一部
	北山村	真砂の一部 大川の一部
	串本町	大字小松の一部 大字下尾井の一部
		鬮野川の一部 伊串の一部

和歌山県告示第349号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成23年3月9日
- 2 名称
特定非営利活動法人すてっぷ・はあと
- 3 代表者の氏名
岡田将典
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市坂田24番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人々（以下「障がい者」と言う。）に対し、彼らの持っている能力を最大限に生かし、その能力を発揮することで、地域社会で自立して生活できる基盤づくりや障がい者への理解と交流の促進を図る。また、障がい者自身が、就労支援を行い、自ら障がい者のリーダーとなって、他の障がい者の見本となり、地域で自立生活できる基盤をつくり、次世代への継承活動を行えるようにも活動し、障がい者の雇用促進及び支援に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第350号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年5月16日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年3月16日

2 名称

特定非営利活動法人ひだか道の会

3 代表者の氏名

北垣順一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡日高町大字志賀508番地の1

5 その他の事務所の所在地

和歌山県御坊市湯川町小松原628番地1

6 定款に記載された目的

この法人は、日高郡周辺に在住する住人と共に、地域財産を管理し、またそれを有効に利活用し、地域住民間の交流・親睦を深め、青少年の健全な育成ならびに地域住民の福祉の増進を図り、もって地域社会のさらなる発展と安定に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第351号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 ぼ う 直 腸 う	小 腸	免 疫	肝 臓		
湯田啓之	整形外科	海南市民病院	海南市日 方1272-3	平成 23. 3. 23							○								

和歌山県告示第352号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120792	めばえ	和歌山市塩屋3丁目6番2号	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援B型	知的障害者、精神障害者	医療法人宮本病院	和歌山市塩屋3丁目6番1号	平成23.4.1	平成29.3.31

和歌山県告示第353号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県立わかやま館における行政財産の使用料及び普通財産の賃貸料の徴収事務を大揚興業株式会社へ委託した。

平成18年和歌山県告示第522号（和歌山県立わかやま館における行政財産の使用料及び普通財産の賃貸料の徴収事務の委託）は、廃止する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

役員の住所変更

職名 理事

氏名 玄素彰人

変更前の住所 日高郡印南町大字印南1651番地の1

変更後の住所 日高郡印南町大字印南854番地の5

和歌山県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業須谷・田殿2期地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

県営畑地帯総合整備事業須谷・田殿2期地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年4月4日から平成23年5月2日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局地域振興部農地課、有田市役所経済建設部有田みかん課及び有田川町役場建設課

和歌山県告示第356号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字清水1860(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第357号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町田並上字田之郷460(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第358号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字杉野原字中畑296の1、330、331、337、337の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第359号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字上垣内880の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上垣内880の7（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第360号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字亀石798
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第361号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本中野字唐谷357から359まで、361の3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第362号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、外海（瀬戸内海以外の海域をいう。）を根拠地とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を平成23年4月5日から平成23年4月14日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第363号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3120	橋本市高野口町名倉字西町北脇744番1の一部、748番3、750番の一部、752番の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 23. 3. 18	4. 20 6. 00	41. 67 26. 15

和歌山県告示第364号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の名称の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 変更前の指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築センター
- 2 変更後の指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築センター
- 3 変更年月日

平成23年4月1日

和歌山県告示第365号

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第56条の4第2項の規定により撤去した船舶等について、同条第3項の規定により保管したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該船舶等の保管その他の措置に要した費用については、法第56条の4第8項の規定により、当該船舶等の返還を受けるべき所有権、占有権又は使用权を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保管した船舶等の名称又は種類、形状及び数量

整理番号	船種	船質	全長×幅×深さ(cm)	色等の特徴	その他
1	小型ボート	ポリエチレン	250×100×40	黄色	
2	小型ボート	ポリエチレン	250×100×40	黄色	
3	小型ボート	ポリエチレン	230×110×40	青色	

2 保管した船舶等の放置されていた場所及び当該船舶等を撤去した日時

場所 和歌山市磯の浦 和歌山下津港（磯の浦地区）港湾隣接地域内
日時 平成23年2月25日（金）午前1時00分から同日午後5時00分まで

3 保管した船舶等の保管を始めた日時及び保管場所

日時 平成23年2月25日（金）午後5時00分から
場所 和歌山市雑賀崎2007番地5

4 保管した船舶等を返還する場合の手続

和歌山下津港湾事務所において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。

5 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所

和歌山市築港六丁目22番地
和歌山下津港湾事務所 総務管理課（電話番号 073-431-7266）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成24年3月31日までとする。

平成23年4月1日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1
奥村匡敏	同上	同上

和歌山県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成24年3月31日までとする。

平成23年4月1日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
小瀬朝海	同上	同上	
今出徹	県立こころの医療センター	和歌山県有田郡有田川町庄31番地	
生駒芳久	同上	同上	
森田佳寛	同上	同上	
北内信太郎	同上	同上	
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
辻富基美	同上	同上	
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者
奥村匡敏	同上	同上	